

# 兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第10号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（市町振興課）	1
○ 兵庫県立自然公園条例施行規則及び環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境課）	8

## 公布された法令のあらまし

### ●本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第26号）

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正により、知事が本人確認情報を提供する市町の執行機関に係る事務に、徴収の嘱託を受けた地方税その他の徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの等を追加することに伴い、当該事務を定める等所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県立自然公園条例施行規則及び環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

- 1 自然公園法施行規則、自然環境保全法施行規則及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正により、主務大臣の許可を受けた特定外来生物の放出等を国立公園の区域内等で行う場合には環境大臣の許可が不要とされたこと等を踏まえ、関係規則について、所要の整備を行うこととした。
- 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の名称を改める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第26号

#### 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項事務の欄(9)中「滞納処分費を含む。」の右に「」又は法第20条の4第2項に規定する徴収金（」を加え、同表3の項区分の欄中「別表第1の3の項」を「別表第1の12の項」に改め、同項を同表12の項とし、同項の前に次のように加える。

10 条例別表第1の10の項の規則で定める事務	水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項に規定する料金の納付義務者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
11 条例別表第1の11の項の規則で定める事務	学校その他の施設に在学する者に対して貸与した修学資金に係る返還金（延滞利息を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

別表第1の2の項区分の欄中「別表第1の2の項」を「別表第1の9の項」に改め、同項を同表9の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務	個人の市町民税、固定資産税、市町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税又は事業所税に関する犯則事件の犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務	<p>道路法（昭和27年法律第180号）による市町の条例で定める占用料（手数料及び延滞金を含む。以下この項において「占用料等」という。）の徴収に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>ア 占用料等の納付義務者 イ 占用料等の納付義務者の相続人 ウ 占用料等の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者 エ 占用料等の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者 オ 占用料等の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は占用料等の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務	<p>下水道法（昭和33年法律第79号）による市町の条例で定める使用料（以下この項において「使用料」という。）の徴収に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>ア 使用料の納付義務者 イ 使用料の納付義務者の相続人 ウ 使用料の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者 エ 使用料の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者 オ 使用料の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は使用料の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条第1項の保険料（延滞金を含む。以下この項において「保険料等」という。）の徴収に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>ア 保険料等の納付義務者 イ 保険料等の納付義務者の相続人 ウ 保険料等の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者 エ 保険料等の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者 オ 保険料等の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は保険料等の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条第1項の保険料（延滞金を含む。以下この項において「保険料等」という。）の徴収に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p>

	<p>ア 保険料等の納付義務者                  イ 保険料等の納付義務者の相続人                  ウ 保険料等の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者                  エ 保険料等の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者                  オ 保険料等の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は保険料等の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第1項の保険料（延滞金を含む。以下この項において「保険料等」という。）の徴収に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>ア 保険料等の納付義務者                  イ 保険料等の納付義務者の相続人                  ウ 保険料等の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者                  エ 保険料等の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者                  オ 保険料等の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は保険料等の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務	<p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地の使用料の納付義務者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p>

別表第2の2の2の項区分の欄中「別表第2の2の2」を「別表第2の2の3」に改め、同項事務の欄を次のように改める。

<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）第63条の返還金又は同法第77条第1項の徴収金の納付義務者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>(2) 法第78条第1項から第3項までの規定の徴収金（以下(2)において「徴収金」という。）の徴収に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>ア 徴収金の納付義務者                  イ 徴収金の納付義務者の相続人                  ウ 徴収金の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者                  エ 徴収金の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者                  オ 徴収金の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は徴収金の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
--

別表第2の2の2の項を同表2の3の項とし、同表2の項の次に次のように加える。

2の2 条例別表第2の2の	(i) 肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下この項において「法」という。）第4条第1項又は第2項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又
---------------	--

規則で定める事務	はその申請に対する応答 (2) 法第13条、第16条の2、第22条又は第23条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
----------	--

別表第2の4の項の次に次のように加える。

4の2 条例別表第2の4の2の規則で定める事務	森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の変更に係る保安林の森林所有者（同法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。）又はその保安林に係る質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者（これらの者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
-------------------------	---

別表第2の5の2の項区分の欄中「別表第2の5の2」を「別表第2の5の3」に改め、同項を同表5の3の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

5の2 条例別表第2の5の2の規則で定める事務	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第33条第1項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
-------------------------	--

別表第2の6の2の項事務の欄中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に改め、「母子福祉資金貸付金」の右に「、同法第31条の6第7項に規定する父子福祉資金貸付金」を加え、「第32条第5項」を「第32条第7項」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第38条」を「第31条の7及び第38条」に改め、同表9の項の次に次のように加える。

9の2 条例別表第2の9の2の規則で定める事務	林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律（平成15年法律第52号）第1条の規定による改正前の林業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第4条又は林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第4条に規定する貸付金に係る償還金（違約金を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人（これらの者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
9の3 条例別表第2の9の3の規則で定める事務	沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第4条に規定する貸付金に係る償還金（同法第11条の違約金を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
9の4 条例別表第2の9の4の規則で定める事務	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第33条第3項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
9の5 条例別表第2の9の5の規則で定める事務	(1) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下この項において「法」という。）第3条第1項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 法第3条第2項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (3) 法第7条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

別表第2の10の3の項区分の欄中「別表第2の10の3」を「別表第2の10の9」に改め、同項を同表10の9の項とし、同項の前に次のように加える。

10の8 条例別表第2の10の8の規則で定める事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第20条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
---------------------------	---

別表第2の10の2の項区分の欄中「別表第2の10の2」を「別表第2の10の7」に改め、同項を同表10の7の項とし、同表10の項の次に次のように加える。

10の2 条例別表第2の10の2の規則で定める事務	(1) 介護保険法（以下この項において「法」という。）第69条の2第1項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 法第69条の4の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 (3) 法第69条の7第1項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
10の3 条例別表第2の10の3の規則で定める事務	(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）第13条第3項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の設立の認証を受けた者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 (2) 法第42条の命令の対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 (3) 法第43条第1項又は第2項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 (4) 法第80条の過料の対象となる特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
10の4 条例別表第2の10の4の規則で定める事務	(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）第39条第1項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 法第46条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
10の5 条例別表第2の10の5の規則で定める事務	中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項第1号に掲げる資金に係る償還金（違約金を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人（これらの者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
10の6 条例別表第2の10の6の規則で定める事務	中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）附則第16条の規定による廃止前の中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）第20条第1項第2号イ若しくはロに掲げる資金、中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）附則第24条の規定による廃止前の中小企業事業団法第21条第1項第2号イからハまでに掲げる資金、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成14年法律第146号）第1条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法第21条第1項第2号イからニまでに掲げる資金又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号ロからニまでに掲げる資金に係る償還金（違約金を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人（これらの者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

別表第2の11の項事務の欄(5)中「自動車取得税又は」を「自動車取得税若しくは」に、「滞納処分費を含む。」の右に「）又は地方税法第20条の4第2項に規定する徴収金（」を加え、同欄(5)を同欄(6)とし、同欄(4)中「(3)ア」を「(4)ア」に改め、同欄(4)を同欄(5)とし、同欄(3)イ中「(昭和35年兵庫県条例第63号)」を削り、同欄(3)を同欄(4)とし、同欄(2)の次に次のように加える。

(3) 軽油引取税の賦課に関する兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)第113条の2第1項(同条例附則第21条の4第2項において準用する場合を含む。)に規定する免税軽油使用者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

別表第2の13の2の項区分の欄中「別表第2の13の2」を「別表第2の13の4」に改め、同項を同表13の4の項とし、同表13の項の次に次のように加える。

13の2 条例別表第2の13の2の規則で定める事務	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年兵庫県条例第51号)による損害補償の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
13の3 条例別表第2の13の3の規則で定める事務	(1) 収入証紙条例(昭和39年兵庫県条例第39号)第5条第1項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)第5条第3項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

別表第2の15の項の次に次のように加える。

15の2 条例別表第2の15の2の規則で定める事務	消費生活条例(昭和49年兵庫県条例第52号)第21条の貸付け又は援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
---------------------------	---

別表第2の16の5の項区分の欄中「別表第2の16の5」を「別表第2の16の10」に改め、同項を同表16の10の項とし、同項の前に次のように加える。

16の6 条例別表第2の16の6の規則で定める事務	過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成12年兵庫県条例第43号)第2条若しくは第3条の個人が行う事業に対する事業税、同条例第4条の不動産取得税又は同条例第5条の固定資産税の課税免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
16の7 条例別表第2の16の7の規則で定める事務	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(平成15年兵庫県条例第23号)第23条の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
16の8 条例別表第2の16の8の規則で定める事務	県行造林規則(昭和36年兵庫県規則第16号)第2条に規定する土地所有者(当該土地所有者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者)又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
16の9 条例別表第2の16の9の規則で定める事務	行政書士の業務に関する手続等を定める規則(昭和36年兵庫県規則第78号)第2条第1項の行政書士試験合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

別表第2の16の4の項区分の欄中「別表第2の16の4」を「別表第2の16の5」に改め、同項を同表16の5の項とし、同表16の3の項区分の欄中「別表第2の16の3」を「別表第2の16の4」に改め、同項を同表16の4の項とし、同表16の2の項区分の欄中「別表第2の16の2」を「別表第2の16の3」に改め、同項を同表16の3の項とし、同表16の項の次に次のように加える。

16の2 条例別表第2の16の	(1) 屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)第26条第1項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
-----------------	---

2の規則で定める事務	(2) 屋外広告物条例第26条第2項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (3) 屋外広告物条例第26条の5第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
------------	--

別表第2の22の項事務の欄中「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」を「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」に、「新規成長事業又は同条第6号に規定する構造改革特別事業」を「立地促進事業」に改め、同表に次のように加える。

26 条例別表第2の26の規則で定める事務	災害時における県民の安否の確認又は当該県民が住所を有する市町の長に対する当該確認をするために必要な情報の提供
27 条例別表第2の27の規則で定める事務	大学の医学の学部在学する者で、卒業後県に勤務し、医療の業務に従事しようとするものに対して貸与した修学資金に係る返還金（延滞利息を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
28 条例別表第2の28の規則で定める事務	理学療法士及び作業療法士を養成する学校又は施設に在学する者で、県の区域内の施設等において理学療法士又は作業療法士の業務に従事しようとするものに対して貸与した修学資金に係る返還金（延滞利息を含む。）の納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

別表第3の7の項区分の欄中「別表第3の4の項」を「別表第3の5の項」に改め、同項を同表8の項とし、同表6の項区分の欄中「別表第3の3の項」を「別表第3の4の項」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項の次に次のように加える。

6 条例別表第3の3の項の規則で定める事務	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
-----------------------	---

（消費生活条例施行規則の一部改正）

第2条 消費生活条例施行規則（昭和49年兵庫県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第6条中「に、住民票の写しを添えて、これ」を削る。

第17条中「、住民票の写しその他」を削る。

様式第1号表面の部注を削る。

（屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第3条 屋外広告物条例施行規則（平成4年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号ア中「抄本」の右に「（申請者が県外に住所を有する場合に限る。）」を加え、同号イ中「法定代理人の住民票の抄本」の右に「（その法定代理人が県外に住所を有する場合に限る。）」を、「役員の住民票の抄本」の右に「（その役員が県外に住所を有する場合に限る。）」を加え、同項第2号中「抄本」の右に「（その役員が県外に住所を有する場合に限る。）」を加え、同項第3号中「抄本」の右に「（業務主任者が県外に住所を有する場合に限る。）」を加える。

第25条の3第2項第1号中「抄本」の右に「（届出者が県外に住所を有する場合に限る。）」を加える。

（産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則（平成15年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「者の」を「者が個人（県外に住所を有する場合に限る。）にあっては」に、「（法人にあっては、登記事項証明書）」を「、法人にあっては登記事項証明書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成27年 5月28日までの間における第 1 条の規定による改正後の本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則別表第 2 の10の 4 の項の規定の適用については、同項中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とあるのは、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」とする。



兵庫県立自然公園条例施行規則及び環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第27号**

**兵庫県立自然公園条例施行規則及び環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

(兵庫県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県立自然公園条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項行為の欄 7 中「海岸保全施設」の右に「(堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)」を加え、同欄22の13中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「知事に協議し、その同意を得た」を「、知事に協議してその同意を得た、若しくは協議した」に改め、同欄46中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同欄46の 2 中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「知事に協議し、その同意を得た」を「、知事に協議してその同意を得た、若しくは協議した」に改め、同欄中48の 4 を48の 6 とし、48の 6 の前に次のように加える。

48の 5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

別表 1 の項行為の欄中48の 3 を48の 4 とし、48の 2 の次に次のように加える。

48の 3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 9 条の 2 第 1 項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

(環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成 8 年兵庫県規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第13 1 の項行為の欄 1 の(2)中「海岸保全施設」の右に「(堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。)」を加え、同欄 1 の(8)の 2 中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「知事に協議し、その同意を得た」を「、知事に協議してその同意を得た、若しくは協議した」に改め、同項行為の欄 2 の(6)の 4 中ウをオとし、オの前に次のように加える。

エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

別表第13 1 の項行為の欄 2 の(6)の 4 中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 9 条の 2 第 1 項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

別表第13 1 の項行為の欄 2 の(8)の ア 中「第22条の11第 1 号」を「第63条第 1 号」に改め、同表 9 の項行為の欄 2 の(2)の ア 中「第90条第 4 項第 7 号」を「第90条第 4 項第10号」に、「第22条の11第 1 号」を「第63条第 1 号」に改め、同表10の項行為の欄 2 の(9)の コ 中「アからケまで」を「アからコまで」に改め、同欄 2 の(9)中コをサとし、ケの次に次のように加える。

コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。



別表第13 10の項行為の欄2の(10)中カをクとし、オの次に次のように加える。

カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

キ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

別表第13 11の項行為の欄2の(6)のうち「10の項行為の欄2の(10)のカ」を「10の項行為の欄2の(10)のク」に改める。

別表第14 1中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中兵庫県立自然公園条例施行規則別表1の項行為の欄22の13の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）、同欄46の改正規定及び同欄46の2の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）並びに第2条中環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第13 1の項行為の欄1の(8)の2の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）及び別表第14 1の改正規定は、平成27年5月29日から施行する。